

職員の処分について

1 処分日

令和4年10月31日

2 処分内容等

【速度違反】

(1) 対象職員及び処分内容

令和新時代創造本部職員・・・ 戒告

(2) 事実関係

過去に速度超過を理由とする処分を受けたにもかかわらず、対象職員は、令和4年8月24日午前11時17分頃、私用で島根県松江市に向かうため、自家用車で山陰道を走行中、指定速度時速70kmのところ時速112kmで走行し、時速42km超過の指定速度違反を犯した。